

令和7年6月27日
子ども・若者部
子ども・若者支援課

悩みや困難を抱える若年女性の居場所の開設について

1 主旨

区では、令和6年4月から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、区の対応を検討する「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」を設置し、令和7年3月に「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本的な方針」という。）を策定した。

このたび、基本的な方針に基づき、高校生世代から24歳以下の若年女性（以下「若年女性」という。）の居場所補助事業をモデル実施（令和7～8年度予定）するため、公募型プロポーザルにより事業者を選定したので、報告する。

2 事業概要

（1）目的

若年女性が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる「居場所」を創出し、日頃の悩みや女性に特化した悩みの相談対応やフォローアップ等を行うことで、若年女性支援の充実を図る。

（2）対象者

高校生世代から24歳以下の若年女性

（3）実施内容（募集要件等）

①通常開室（週2日以上）

利用者が一人でのんびりと過ごしたり、スタッフ等とおしゃべりしたり、勉強ができる等、自由に過ごすことができるとともに、日頃の悩みや人間関係、勉強・進路のこと等の気になることを気軽に話せる居場所を実施する。

開室時には、飲み物や軽食、生理用品や生活用品等を無料で提供するほか、Wi-Fiの利用や、電子機器の充電ができる環境を整備する。

②専門的な相談対応（月2回以上）

自分の身体のことや性に関すること等の女性に特化した悩みに対して、資格を持つ専門職のスタッフに個別に専門的な相談ができる対応を行う。

③フォローアップ対応（随時）

利用者の状況に応じて、支援機関等への同行支援等のフォローアップを実施する。

④メール、SNSによる対応（随時）

メール、SNS（LINE等）を活用し、居場所利用に対する問い合わせ対応及び登録利用者のフォローアップを実施する。

⑤関係機関との連携

利用者の状況によっては、必要に応じて、子ども家庭支援センターや児童相談所、世田谷区立男女共同参画センター「らぶらす」等の区関係機関や、都の女性相談支援センター、または民間の女性相談・支援機関等への適切なつなぎを行う等、関係機関と連携した支援を行う。

また、世田谷区要保護児童支援協議会を始めとする区のネットワーク会議等に参加する。

(4) 運営方法

公募型プロポーザルにより選定した事業者が、区から交付を受けた補助金（地域保健福祉等推進基金）を活用し、居場所の運営をモデル実施する（令和7～8年度予定）。

3 事業者選定結果

公募型プロポーザルに対して2事業者からの応募があり、以下のとおり選定した。

(1) 選定した事業者

名 称：公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン

所 在 地：世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号 サンタワーズセンタービル10階

審査結果：693点／725点

(2) 主な選定理由

- ・現在、都内で自主的に若年女性の居場所事業を運営するなど、若年女性支援事業の実績や知識が豊富であるとともに、居場所やスタッフに対する意見や苦情を発しやすいようトイレに意見箱を設置するなど、利用者の安心・安全を重視した環境づくりや、意思表示を○×だけで示すことができるカードを導入するなど、経験に基づく細やかな配慮や工夫がなされた事業提案が高く評価された。
- ・スタッフに心理士や助産師を配置するなど、若年女性の心身ともに支援が可能な職種を配置するほか、開室日は社会福祉士が事業責任者として常駐するため、利用者はいつでも相談できる体制が整っており、事業の専門性が期待できる。
- ・平日5日間（祝日除く）は運営スタッフが利用者からのLINE相談に対応をする、利用が遠のいている気がかりな利用者に対しては、月に一度LINE等で個別にメッセージを送信するなど、平日2日間の開室日以外も丁寧なフォローを実施することで、利用者に寄り添った継続的な支援が期待できる。
- ・区と連携して事業を実施することに積極的な姿勢があり、世田谷区の若年女性支援の充実に寄与することが見込まれる。

(3) 選定委員の構成

委員長：松本 幸夫（世田谷区子ども・若者部長）

委 員：杉田 真衣（東京都立大学人文社会学部人間社会学科准教授）

委 員：宮本 千穂（世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課長）

4 開設する居場所の概要

名称	「ゆうカフェ」～あなた“YOU”のための居場所～
開設日	令和7年8月1日（金）予定
実施場所	物件名：COS下北沢（地域共生のいえ） 所在地：世田谷区北沢二丁目39番6号（小田急線下北沢駅徒歩5分） 設備機能：フリースペース・キッチン（1階）、個別相談スペース（2階） 外観内観：別紙参照
開室日	週2日開室（木・金曜日13時～19時。祝日除く）
専門相談	・社会福祉士による専門相談：毎週木曜日 16時～19時（予定） 〃：毎週金曜日 13時～19時（予定） ・助産師による専門相談：月1日（曜日、時間帯は調整中） ・心理士による専門相談：月1日（曜日、時間帯は調整中）
フォローアップ対応	他機関への同行支援等：開室日以外の平日（祝日除く）
メール・SNS対応	平日5日間（祝日除く）11時～19時対応（予定） ・「LINE」で利用者の相談対応（利用が遠のいている方に対しては、月に一度、個別にメッセージを送信する） ・「メール及び公式InstagramのDM」で利用に関する問合せ対応
利用方法	登録制（事前予約不要） ※初回利用時に身分証明書と交通系ICカードにより、本人同意のもとで登録（2回目以降は、登録した交通系ICカードで入退室を管理）
利用定員	8名程度
スタッフ（予定）	・女性のスタッフを2名以上配置。うち1名は社会福祉士が常駐。 ・専門的な相談を行うスタッフは、常駐する社会福祉士に加え、月1日ずつ女性の助産師及び心理士を配置。
周知方法（予定）	・区及び事業者のSNSによる周知（7月上旬～） ・世田谷区内の行政機関、高校・大学等の学校、社会福祉協議会、地域活動団体（無料学習支援団体、子ども食堂等）など、関係機関への周知（7月上旬～） ・公共施設等へのチラシの掲示（7月上旬～） ・専用ホームページ開設（8月上旬） ・イベントなどを通じた周知（随時） など

5 経費（令和7年度）

負担金補助及交付金 20,000千円

※地域保健福祉等推進基金を活用

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月～ 開設準備

7月上旬 広報開始

8月1日 若年女性の居場所開設

8月上旬 専用ホームページ開設

別紙

【所在地】



【外観】



【内観】

